

賛助 会員 募集中!

*Gather!
KitchenCar!*

本会の活動に賛同していただける方々を対象に
企業・団体・個人の賛助会員を募集します。

秋田県キッチンカー協会は**2025年4月に法人化**、2026年4月時点での**正会員は32社**となっています。

賑わい 創出



イベント出店

秋田県内の市町村、町内会、民間企業など、2023年度は
約200件の出店依頼があり、
各イベントに正会員が出店しています。

主催イベント

正会員の多くが参加する「キッチンカーフェスタ」等、大規模なものから、県内各所を巡るキッチンカーツアー、キッチンカーマーケット等、小規模なものまで、2023年度は約**50回開催**させていただきました。

災害 支援



場所を選ばない移動販売車としての機動力を生かし、災害発生時の支援活動も行っています。2024年3月には能登半島地震で被災した地域にて炊き出しを行いました。今後も災害支援には力を入れて参ります。

募金 活動



盲導犬・介助犬・聴導犬などの育成のための募金活動を行っています。

賛助会員について

会費

一口 10,000円～

会員特典

キッチンカー協会公式サイトにて
賛助会員さまをご紹介
総会への参加、会員企業との交流

賛助会員規約

【目的】 第1条 本規約は会員規約第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営などについて必要な事項を定めるものとする。

【資格】 第2条 賛助会員とは当会の目的に賛同し、当会を援助する個人、法人、及び団体。

【議決権】 第3条 賛助会員は当会の総会における議決権を持たない。

【入会】 第4条 賛助会員として入会を希望する者は別に定める入会申し込み書を提出し、当会理事会の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、年度途中に拘らず年度末までを会員の有効期限とし、年度末までに退会の申し入れがない場合は自動更新とする。

【会費】 第5条

- (1) 賛助会員は年会費を納入するものとする
- (2) 年会費の額は一口10,000円とし、1口以上支払うものとする。
- (3) 賛助会費は当会運営に充当するものとする。

【退会】 第6条 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を当会会長に提出して、任意に退会できる。但し、納入された年会費は返納しない。

【除名】 第7条 会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会員規約および本規約に違反した場合。
- (2) 第8条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- (3) 故意、過失に問わず、当会の名誉を傷つけたまたは目的に反する行為を行った場合。

【禁止事項】 第8条 会員は以下に掲げる行為をしてはならない

- (1) 他の会員、第三者もしくは当会の財産およびプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為、またはそれらの恐れのある行為。
- (2) 当会の許可なくロゴマーク、印刷物等の転用行為。
- (3) その他、当会理事会が不適切と判断する行為。

【守秘義務】 第9条 当会は会員の許可を得ずに会員情報を公開または使用する事は出来ない。また、会員は当会の許可を得ずに会員として知り得た当会の非公開情報などを会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用する事は出来ない

【賛助会員に対する事業】 第10条 当会は賛助会員に対して次の事業を行う。

- (1) 当会が作成または発行する資料の提供
- (2) 当会ホームページ上での会員紹介
- (3) 当会が主催する社会貢献事業などへの参加案内

【免責事項】 第11条

(1) 当会は賛助会員に対する事業の完全な運営に努めるが賛助会員に対する事業の中断、運営の停止、または廃止などによって賛助会員に損害が生じても免責されるものとする。

- (2) 当会は賛助会員が発信する情報の正確性、完全性、有用性を保障しない。
- (3) 当会は賛助会員に対する事業により発生したいかなる損害についてもその責任を負わない。

【その他】 第12条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は理事会で決定する。附則1 この規約は令和6年4月18日より施行する。

賛助会員の登録は秋田県キッチンカー協会公式サイトより申し込みできます。



公式サイトより申込用紙を
ダウンロードしてお申し込みください。

秋田県キッチンカー協会 公式サイト
<https://akitakca.com/>